

議会議案第 1 号

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するに
ついて

地方自治法第 1 1 2 条及び宇治市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の
規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

提出者 宇治市議会議員 宮 本 繁 夫

同 渡 辺 俊 三

同 山 崎 匡

宇治市議会議長 堀 明 人 様

宇治市条例第 号

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宇治市水道事業給水条例（昭和37年宇治市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

（基本使用料及びメーター使用料の減免）

- 3 基本使用料及びメーター使用料の減免の対象者は、条例第18条の規定により給水契約を申込み、その承認を得た者とする。
- 4 減免の対象となる期間は、令和5年度のうち2期及び3期とする。
- 5 減免する額は、条例第25条に規定する水道使用料の基本使用料及びメーター使用料の半額とする。ただし、条例第36条の規定により水道使用料を減額される低所得者に対して減免する額は、基本使用料から減免する額を控除した額の半額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和5年度のうち2期及び3期の水道使用料の基本使用料及びメーター使用料の半額減免を実施するため、所要の改正を行うものであります。